

議案第13号

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年 2 月 25 日 提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第54号を第55号とし、第53号の次に次の1号を加える。

(54) 地域包括支援センター等運営協議会委員

第2条第1項中「第53号」を「第54号」に改め、同条第2項中「第54号」を「第55号」に改める。

別表第1中

「

職名		報酬額
教育委員会の委員	委員長	月額 147,000 円
	委員	月額 119,000 円

を

「

職名	報酬額
教育委員会の委員	月額 119,000 円

に

」

改め、「第53号」を「第54号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長に限る。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、改正後の別表第1教育委員会の委員の項の規定は適用せず、改正前の別表第1教育委員会の委員の項の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

逗子市地域包括支援センター等運営協議会委員の報酬を定めるに当たり、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、教育委員会の制度等が改正されることに伴い、改正の要あるため提案する。